

日薬業発第427号
平成22年2月25日

都道府県薬剤師会
調剤事故防止担当役員 殿

日本薬剤師会
常務理事 木村 隆次
(医療事故防止担当)

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に関する
啓発資料の送付について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医療機能評価機構が実施している「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」への参加登録の推進につきましては、本年1月12日付日薬業発第370号にてお願いしたところでございますが、この程、薬局薬剤師向けの講演などで用いる啓発資料（説明用パワーポイント）を作成しました。

貴会におかれましては、本資料を活用いただき、会員薬局向け研修会を開催するなど、参加登録の推進に一層のご尽力を賜りますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

記

○「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業について」

作成者：日本薬剤師会 医療事故防止検討会

形式：パワーポイント

※ JPA 文書管理ネットから、本通知の添付データとしてダウンロードいただけます。

以上

調剤事故防止担当の役員の先生方へ

(講師を務められる先生方へ)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業について」 啓発資料(説明用パワーポイント)の使用に当たって

<講演時間など>

- このパワーポイントは28枚のスライドで、約25分の講演時間を想定しています。講演時間にあわせてご活用下さい。
- 講演時間が短い場合(約15分)は、スライド No 3, 5, 14, 16, 18, 21, 27 は割愛いただいて結構です。

<貴県における参加登録状況>

- 日本医療機能評価機構のホームページでは、都道府県別の登録薬局一覧が公開されています。Web環境のある所で講演されるか、そのページを予めダウンロードしておき、参加者に自県の状況を示して下さい。(スライド No25 参照)

<薬剤師会における事故報告制度について>

- 薬剤師会が従来より行っている事故報告制度については、継続しており、会員薬局で起きた事故については、県薬を通じて日薬に報告いただくことになっています。この点は今後も変更ありません。(スライド No14 参照)

<県薬独自にヒヤリ・ハット事例収集・分析事業を行っている場合>

- 貴会において、日本医療機能評価機構の「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」とは別に、会員薬局で発生したヒヤリ・ハット事例を収集・分析する事業を行っている場合には、この機会に本事業との関係についてご協議いただき、今後の方針(例:平成〇年×月までで終了する。または、報告内容や報告様式を日本医療機能評価機構に合わせて継続する、等)を会員薬局へご説明下さい。

以 上

薬局ヒヤリ・ハット 事例収集・分析事業について

平成22年2月

社団法人 日本薬剤師会
医療事故防止検討会

1

薬局ヒヤリ・ハット事例収集 ・分析事業について

財団法人日本医療機能評価機構より、「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」が開始されました。

本事業は、全国の薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例を収集、分析し、医療安全対策に有用な情報を広く薬局等に提供するとともに、国民に対して情報提供することで、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

各薬局におかれましては、医療安全対策の推進のため、積極的に参加登録をお願い申し上げます。

日本薬剤師会

日本医療機能評価機構と 薬局ヒヤリ・ハット

■ 日本医療機能評価機構は、医療分野の中立的第三者機関として、国民の医療に対する信頼の確保及び医療の質の向上を図ることを目的として、病院の第三者評価である病院機能評価事業をはじめとする種々の医療安全に関する事業を行っている機関です。

■ 医療事故防止事業部では、医療法施行規則に定められている事故等分析事業を行う登録分析機関として、医療機関からの医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の収集等を行う、医療事故情報収集等事業を平成16年から運営しています。

■ これまでの経緯を踏まえ、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供を行う「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」を平成21年4月から開始しました。

3

なぜ事業が始まったのか？（1）

～薬局・薬剤師の位置付け～

- 薬剤師が「医療の担い手」と明記される
(平成4年、医療法)
- 薬局が「医療提供施設」と明記される
(平成18年、医療法)
- 薬局に対し、病院等と同様の「安全確保のための体制整備」が義務化される → 6項目の遵守
(平成18年、薬事法)



- ・ 薬剤師は医療人としての心構えが必要
- ・ 薬局は医療機関と横並びに
- ・ 医療機関を対象とした事業は既に平成16年度から実施されている

4

薬局開設者に求められる 安全管理体制の整備（6項目）

1. 医療の安全を確保するための指針の策定
2. 従業者に対する研修の実施
3. 医薬品の安全使用のための責任者の設置
4. 従業者から薬局開設者への事故報告の体制の整備
5. 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成、及び当該手順書に基づく業務の実施
6. 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集
その他医薬品に係る医療の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

平成19年4月より施行

なぜ事業が始まったのか？（2）

～薬局における業務の特徴など～

薬局には、医療機関における薬剤部門とは異なる以下のような特徴があることから薬局に特有なヒヤリハット事例が発生していることが推測される

- 複数の医療機関（診療科）の受診による重複投与や相互作用
 - 一般医薬品や薬局製剤など、医療用医薬品以外の医薬品の販売
 - 薬局における先発医薬品から後発医薬品への変更
 - 処方医（医療機関における薬剤部門）と薬局薬剤師の情報の非共有
- 日本医療機能評価機構が医療機関から報告を受けているヒヤリ・ハットの事例データでは、約3割が薬剤に関する
 - 現在、外来患者の50～60%が薬局で調剤を受けており、薬局においても相当数のヒヤリ・ハット事例が発生していると推測される

事業概要

参加登録が必要です！
(評価機構のホームページから登録)

登録方法（登録開始）

1. アドレスに「http://www.yakdoeku-hiyarijochu.or.jp/」と入力します。
2. 「参加登録」をクリックします。

ここをクリック

薬局情報入力（仮登録）

3. 店舗ごとの基本情報を各項目に沿って入力すると、仮登録の完了です。

各項目の入力については「入力ガイド」を参考にしてください。

申請書の作成・送付

4. 右図の「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 参加登録申請書」のPDFファイルが表示されますので、入力内容が正しく記載されていることを確認の上、印刷して下さい。

参加登録後にメールにて参加登録申請書が送付されます。用紙は、申請書に、日付及び署名捺印を記入し、封入して郵送して下さい。

1. 申請書に、日付及び署名捺印を記入し、封入して郵送して下さい。

2. 財団法人日本医療機能評価機構に郵送して下さい。

3. 封入済みの入力が完了した申請書が送付されます。

4. コピーして保存を！！

【送付先】
〒104-0061
東京都千代田区三崎町1-4-17 栗洋ビル
財団法人日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

本登録

6. 事務局より「パスワード」が記載された「参加登録手続きのお知らせ」の電子メールが届きます。

注：「利用者ID」は、「参加登録手続きのお知らせ」メールには記載されていません。

7. ご郵送いただきました申請書が事務局に届きますと数日以内に事務局より本登録を承認した「参加登録手続き完了のお知らせ」のメールが届きます。

8. 以上で、登録完了です。

「参加登録手続きのお知らせ」メール
OO薬局 様へ
この度は、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加ありがとうございます。
当システムをご利用いただく上で必要なパスワードをご通知いたします。
次項にお取り扱いいただけますよう、お願いいたします。
【パスワード】XXXXXXXXXXXX
このパスワードは、初期パスワードであり、初回ログイン後、パスワードの変更をして頂きます。
現在、仮登録の段階にあります。本登録完了後は、仮登録後に行き届いた参加登録申請書の送付が必要となります。参加登録申請書に必要な内容をご記入、捺印の上、当事業部までご郵送いただけますよう、お願いいたします。
また、参加登録申請書は、仮登録状態でログインすると再度ダウンロードが可能ですので、紛失した際にはご利用ください。
以上、よろしくお願いたします。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業
財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
〒104-0061
東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 栗洋ビル
pr-inf@akkyohiari1.jochi.or.jp
http://www.yakkyohiari1.jochi.or.jp/

事例の報告

9. 「事例報告ログイン」からログインを行ってください。

※ ユーザID：「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 参加登録申請書」
パスワード：「参加登録手続きのお知らせ」メール を参照して下さい。

ここをクリック

報告書・年報

報告された事例については、事例データベースとしてHP上に公表されます。また、一定期間ごとに集計・分析し、報告書および年報として公表されます。

集計報告(半年毎)

集計報告の内容(一例)

○集計表 (発生日) (発生病態)

○共有すべき事例

19

HPから閲覧出来る 報告事例(調剤)

このような情報をどのように活用すればいいのでしょうか?

18

報告事例(調剤)

第1回集計結果(平成21年9月28日公表)より

(調剤)

- ノボリンR注の処方のところ、30Rを渡していた。

全て使い切ってしまったと患者から指摘があった。

19

薬局での活用は?

第1回集計結果(平成21年9月28日公表)より

- インスリンに関する間違いは重大事故につながるので、特に注意が必要である。
- 他の間違いやすい事例から、
 - ・ ノボラピッド注300フレックスペンと ノボラピッド30ミックス注フレックスペン
 - ・ ヒューマログミックス25注ミリオペンと ヒューマログ注ミリオペン
 - ・ ペンフィル30R注とペンフィルR注・・・がある。

20

HPから閲覧出来る 報告事例（疑義照会）

薬局に於ける疑義照会
報告事例

薬局に於ける疑義照会 詳細表示

患者情報
 氏名: 〇〇〇〇〇〇
 性別: 〇〇
 年齢: 〇〇歳
 住所: 〇〇〇〇〇〇
 電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

処方情報
 処方日付: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇
 処方時間: 〇〇:〇〇-〇〇:〇〇
 処方薬剤: 〇〇〇〇〇〇

疑義照会内容
 処方薬剤: 〇〇〇〇〇〇
 処方薬剤: 〇〇〇〇〇〇
 処方薬剤: 〇〇〇〇〇〇

疑義照会結果
 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇

報告事例（疑義照会）

第1回集計結果（平成21年9月28日公表）より

（疑義照会）

- 入院前はワーファリン錠5mg 0. 5錠だった。退院後の初受診で5mg 1錠+1mg 2錠が処方され、急な増量について照会するも、受付を通じてそのままよいと回答があった。再度、直接医師に問い合わせたところ、0. 5mg 1錠+1mg 2錠の誤りであった。

薬局での活用は？

第1回集計結果（平成21年9月28日公表）より

- ワーファリンに関する間違いは重大事故につながるので、特に注意が必要である。
- ワーファリン錠は0. 5mg、1mg、5mgと規格の種類が多いため、間違いが生じる可能性がある。
- 疑義照会時には「量が多いのではないか」というように内容を明確に伝え、確認をすることが必要である。



事業参加薬局数（都道府県別）

薬局に於ける疑義照会
報告事例

都道府県	薬局数	都道府県	薬局数	都道府県	薬局数	都道府県	薬局数
北海道	352	東京都	131	滋賀県	28	香川県	8
青森県	49	神奈川県	102	京都府	28	愛媛県	46
岩手県	42	新潟県	57	大阪府	52	高知県	41
宮城県	33	山梨県	3	兵庫県	30	福岡県	33
秋田県	49	長野県	14	奈良県	32	佐賀県	7
山形県	40	富山県	4	和歌山県	22	長崎県	5
福島県	56	石川県	5	鳥取県	15	熊本県	13
茨城県	15	福井県	2	島根県	14	大分県	33
栃木県	89	岐阜県	10	岡山県	32	宮崎県	3
群馬県	62	静岡県	21	広島県	45	鹿児島県	27
埼玉県	33	愛知県	35	山口県	36	沖縄県	5
千葉県	49	三重県	15	徳島県	24	合計	1847

平成22年1月31日現在 24

